

平成29年度まちづくり支援事業 第2回まちづくりわいわい塾 「みんなのまちづくり入門」

平塚市まちづくり政策課

1 実施の目的と概要

平塚市では、平成20年7月より「平塚市まちづくり条例」において、市民のみなさまが主体となって、地区の特性に応じたきめ細かなまちづくりのルールを決めることができる「地区まちづくり」のしくみを定めています。

まちづくりわいわい塾は、平成25年度から「地区まちづくり」のしくみをより多くの市民のみなさまに知っていただくことを目的として開催しています。

公民館区域ごとに各エリアで順に開催しています。平成29年度第2回の今回は、金田地区にお住まいの方を対象に開催しました。

2 実施内容

(1) 日 時 平成30年2月15日(木) 19:00～19:45

(2) 場 所 金田公民館 会議室

(3) 参加者 4名

(4) 内 容

1 地区まちづくりのしくみの紹介

お住まいの地区の特性や住民の思いに応じたまちづくりを行うために活用できる「地区まちづくり」のしくみについて紹介しました。平成28年9月に認定された袖ヶ浜地区の実例も併せて紹介しました。

多少難しい内容もありましたが、多くの方に理解できたとの声をいただくことができました。



★主なご質問

(ご質問)

- ・地区まちづくりは市民が主体となって行うとのことですが、専門知識のない市民が進めていくのは、難しいのではないですか。行政が主体となって行った方がスムーズに進むのではないですか。

(回答)

- ・確かに専門知識のない市民の皆さんだけで地区まちづくりを進めるのは難しいと思います。しかし、実際に地区まちづくりを進めていただく際には、市が、市の職員や専門家などを皆さんの勉強会に派遣するなど、様々な支援を行います。市民の皆さんと行政、専門家などが協力することで、時間はかかりますが、地区まちづくりは実現できると考えています。また、まちづくりには行政、事業者、市民の3つの主体のまちづくりがあります。地区まちづくりについては、市民の皆さんが主体となってまちづくりを進めたい、という際に活用できる仕組みとして定めたものですので、今回はこういった制度があるということを知っていただければと考えています。